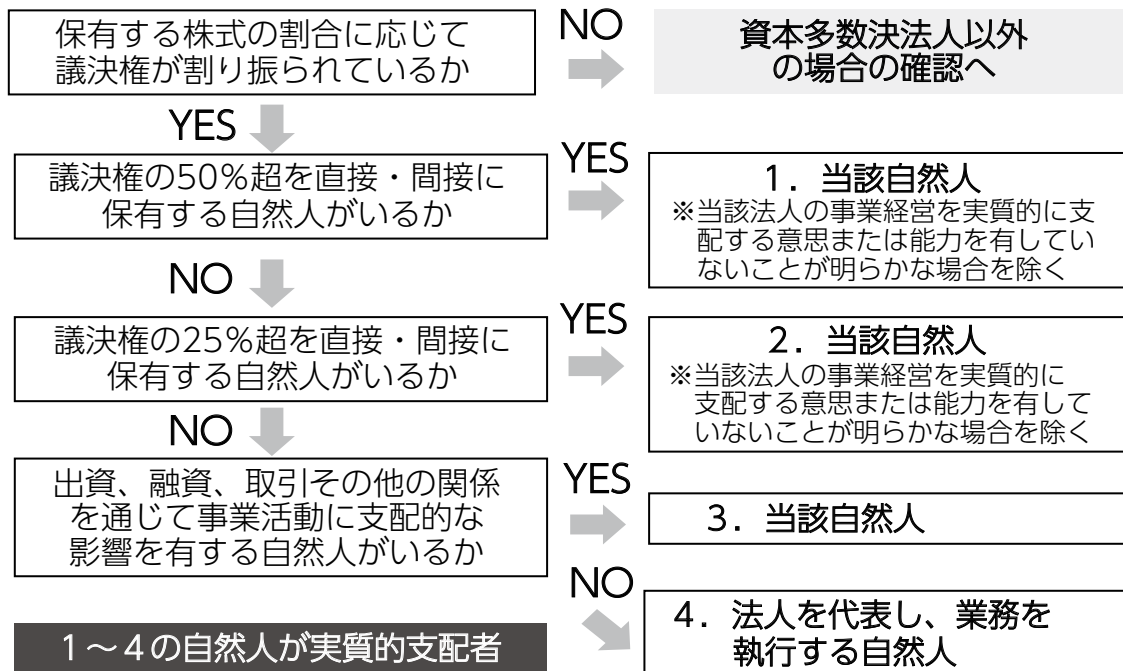


図表1 実質的支配者の確認フロー（資本多数決法人の場合）



実質的支配者に関する基礎知識を押さえよう

ここでは、実質的支配者に関する基礎知識についてQ&A形式で学んでいきます。

高星 敏朗

Q1
実質的支配者って？
申告が必須になったのはなぜ？

実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人、または法人の意思決定に大きな影響力をもつ個人のことです。

また「国等」（国、地方公共団体、上場企業等）を除いた法人の取引時確認を行う際には、実質的支配者の確認を行うことが義務付けられています。

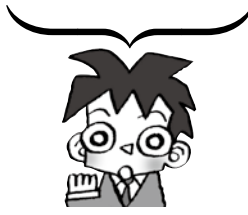
これには、マネー・ロンダリングを行うおととする者が不正取引で得た金銭を、自らが実質的に経営等を行っている法人の事業活動によって得た正当な金員であるかのように見せかけて、金融機関等と取引することを防止する目的があります。



Q2
実質的支配者の確認はどう進めればいいのか？

実質的支配者は経営等背後から支配できる

法人の経営等を実質的にしている者は、その法人の代表者などの役員とはかぎりません。



大株主や大口の債権者などは、法人の経営等をいわば表に出ずに背後から行うことができます。

FATFの第4次対日相互審査においても、日本は法人の実質的支配者の確認について厳しい評価をされています。犯収法では、金融機関にこうした法人の背後にいる実質的支配者の確認の義務付けを行うことにより、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止しようとしているのです。

資本多数決法人（株式会社（特例有限会社を含む）、投資法人、特定目的会社等）の場合には、次の①↓②↓③↓④の順に実質的支配者となります（図表

- 1.
- ① 過半数（50%超）の議決権を直接的または間接的に保有する自然人（注1・注2）
 - ② ①が存在しない場合は、25%超の議決権を直接的または間接的に保有する自然人（注1・注2）
 - ③ ①および②が存在しない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人（注3）
 - ④ ①～③が存在しない場合には、当該法人を代表し、その業務を執行する自然人
- 社団法人や合名会社等の確認はどう進める？**
- 資本多数決法人以外の法人（一般社団法人、一般財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、合名会社、合資会社、合同会社等）の場合は次の⑤↓⑥↓⑦↓⑧の順です。
- ⑤ 事業から生ずる収益または当
 - ⑥ 該事業に係る財産の総額の2分の1（50%）を超える収益の配当、または財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人（注2）
 - ⑦ ⑤および⑥に該当する自然人が存在しない場合、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人（注3）
 - ⑧ ⑤～⑦に該当する自然人が存在しない場合、当該法人を代表し、その業務を執行する自然人（注1）
- 議決権の50%超または25%超を直接または間接に有するかの判定は、当該自然人の議決権保有割合および当該法人の